

## 総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月11日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 1階 視聴覚室

3. 農業委員 11名中10名出席し、その氏名は次のとおり

太田 修	尾上 昭則	出射 實	宮本 英美
由喜門 尊	藤原 由果	宇津木 康文	石黒 五月
藤原 和正	大森 茂利		

欠席委員

久山 英之

4. 農地利用最適化推進委員

山本 昌明	服部 千敏	松本 英樹	高田 和之
時實 乙伊	山崎 徹	大河原 律夫	佐藤 辰也
岡崎 浩	田中 伸五	正富 清人	吉田 宏
山内 桂三	小西 健文	大森 幹男	福池 正美
時岡 加卓	大森 文生	久米 啓之	

欠席委員

山本 祐章

5. 議事に参与した者

事務局長 青木 潔  
事務局 伊藤 雅浩  
事務局 藤原 将也

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について  
第2号議案 農地法第4条許可申請について  
第3号議案 農地法第5条許可申請について  
第4号議案 農地転用事業計画変更承認申請について  
第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
(利用権設定)

その他の議題

- 事務局長 開会を宣言する（午前9時30分）  
定刻となりましたので、これより令和6年度瀬戸内市農業委員会、第4回の総会を始めます。会長よろしくお願ひします。
- 議長 (あいさつ)  
皆様の適正な審査、よろしくお願ひします。
- 事務局長 ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。
- なお、農業委員 久山 英之 委員、推進委員 山本 祐章 委員から欠席届が出ていることを報告します。
- 以降の議事の進行につきましては会長、よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に出射 實 委員、宮本 英美 委員よろしくお願ひします。  
それでは、議題に入ります。  
議案に入る前に報告事項に関する追加がありますので、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、報告事項 農地法許可に係る専決処分についてです。  
令和6年度瀬戸内市農業委員会第3回総会で農地転用許可と議決された下記の案件について、令和6年6月24日付けで瀬戸内市長より開発行為の承認があり、同月28日付けで岡山県農業会議に諮問したところ、許可が適当であるとの意見答申があつたため、指令書を交付したことを報告します。以上です。
- 議長 報告が終わりました。この案件について、何かご意見、ご質問ありましたらお願ひします。  
(意見なし)  
それでは本案件については、報告承認といたします。
- 続きまして議題に入ります。第1号議案、農地法第3条許可申請についてですが、議案資料1項目、1番案件について除斥がありますので先に審議及び採決を行います。■■委員は一旦退席をお願いします。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料1項目をご覧ください。第1号議案 農地法第3条許可申請についてです。
- 【1番案件】  
譲受人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。  
譲渡人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。  
農地の所在地「牛窓町牛窓■■■」。登記、現況地目いずれも「畑」。  
面積「247m<sup>2</sup>」。農地までの距離「100m」。耕作面積「17,756m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増

反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■円となっています。以上です。説明が終わりました。担当委員のご意見を伺います。1番案件について、時実委員より説明をお願いします。

時 實 委 員 1番案件について、譲渡人の父が大病を患い、作業できなくなり、近所の譲受人に購入依頼がありました。ご存命中に手続きができず、娘さんに名義を変えてから手続きすることになりました。問題ありません。

議長 それでは、ただ今の第1号議案 1番案件につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(贊成者舉手)

全員賛成ということで、許可を決定します。■■委員の除斥を解きます。  
入室をお願いします。

続きまして、2番案件から順次、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案資料1項目2番案件をご覧ください。

## 【2番案件】

讓受人「」。

讓渡人「」。

農地の所在4筆「牛窓町長浜■■■」。面積「3, 433m<sup>2</sup>」。

「生窓町長浜■■■。面積「3. 82 m<sup>2</sup>」。

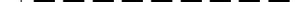
「生窓町長添」。面積「702m<sup>2</sup>」。

「牛窓町長添 ■ ■ ■ 」。面積「701m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「畑」。面積「4, 839.82m<sup>2</sup>」。農地までの距離「2, 000m」。耕作面積は「28, 575m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「5名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■円となっています。

### 【3番案件】

讓受人「」。

讓渡人「」。

農地の所在 2 筆 「呂久町尾張 ■ ■ ■ 」。面積 「990 m<sup>2</sup>」。

「呂久町尾張 ■ ■ ■ 」。面積「4, 386 m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「5, 376 m<sup>2</sup>」。農地までの距離「10m」。耕作面積は「439, 739 m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「5名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は

「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■円となっています。

## 【4番案件】

讓受人「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在地「邑久町豊安■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。

面積「2, 056m<sup>2</sup>」。農地までの距離「18, 000m」。耕作面積「2, 910m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっています。

## 【5番案件】

讓渡人「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在 2 筆 「邑久町山手 ■ ■ ■ 」。面積 「75 m<sup>2</sup>」。

「邑久町山手■■■」。面積「0. 55 m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「畠」。面積「75.55m<sup>2</sup>」。農地までの距離「600m」。耕作面積「199,041.43m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■円となっています。

## 【6番案件】

讓渡人「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□」。

土地の所在 3 筆 「邑久町豊原 ■ ■ ■ 」。面積 「802m<sup>2</sup>」。

「邑久町豊原■■■」。面積「206m<sup>2</sup>」。

「邑久町豊原■■■」。面積「89m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目「田」または「畑」。面積「1, 097 m<sup>2</sup>」。農地までの距離「21, 700 m」。耕作面積「0 m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■円となっています。

## 【7番案件】

被設定者「中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

設定者「株式会社彩の榎 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在 2 筆 「邑久町本庄 ■■■」。面積 「338 m<sup>2</sup>」。

「邑久町本庄■■■」。面積「703m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 041 m<sup>2</sup>」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあたり年額■ ■円となっています。

#### 【8番案件】

被設定者「中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

設定者「株式会社彩の榎 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在地「邑久町本庄■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 758 m<sup>2</sup>」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあたり年額■ ■円となっています。

#### 【9番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

農地の所在地「邑久町尻海■■■」。登記、現況地目いずれも「畠」。

面積「234 m<sup>2</sup>」。農地までの距離「10m」。耕作面積

「1, 685.49 m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「6名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■円となっています。

#### 【10番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

農地の所在3筆。「長船町東須恵■■■」。面積「433 m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵■■■」。面積「428 m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵■■■」。面積「732 m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 593 m<sup>2</sup>」。農地までの距離「5, 000m」。耕作面積「0 m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■円となっています。

#### 【11番案件】

被設定者「中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

設定者「株式会社彩の榎 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在地「長船町東須恵■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 143 m<sup>2</sup>」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあたり年額■ ■円となっています。

### 【12番案件】

被設定者「中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

設定者「株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在地「長船町東須恵■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 197 m<sup>2</sup>」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあたり年額■ ■円となっています。

### 【13番案件】

被設定者「中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

設定者「株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在地「長船町東須恵■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 153 m<sup>2</sup>」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあたり年額■ ■円となっています。

### 【14番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■」。

農地の所在3筆「長船町飯井■■■」。面積「1, 792 m<sup>2</sup>」。

「長船町飯井■■■」。面積「1, 418 m<sup>2</sup>」。

「長船町飯井■■■」。面積「1, 406 m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「4, 616 m<sup>2</sup>」。農地までの距離「1, 200m」。耕作面積「8, 759 m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■円となっています。

### 【15番案件】

被設定者「中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

設定者「株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。

面積「1, 239 m<sup>2</sup>」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあたり年額■ ■円となっています。

### 【16番案件】

被設定者「中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

設定者「株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在2筆「長船町東須恵■■■」。面積「327 m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵■■■」。面積「673 m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 000 m<sup>2</sup>」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあたり年額■ ■円となっています。

#### 【17番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■」

農地の所在地「長船町八日市■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「803 m<sup>2</sup>」。農地までの距離「10m」。耕作面積「0 m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「5名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■円となっています。

以上、説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。2番案件について、時実委員より説明をお願いします。

時実委員 2番案件について、譲渡人は1番案件と同じで、娘さんに名義を変えてからの手続きです。問題ありません。

議長 3番案件、4番案件について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員 3番案件について、現在も耕作中です。不動産屋の仲介での売買ですが、問題ありません。4番案件について、譲受人の父と譲渡人は兄弟なので、譲受人と譲渡人は叔父、甥の関係です。譲受人の父が亡くなり、譲渡人が実家に田を返すとのことで、譲受人も市外在住ですが、会社を設立し、事務所が実家の一角にあり、現在も耕作しているので問題ありません。

議長 5番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

大河原委員 5番案件について、譲受人は隣接地で施設栽培をしており、今後作業するうえで広いほうが効率良いということで話がまとまりました。問題ありません。

議長 続きまして、6番案件について、田中委員より説明をお願いします。

田中委員 6番案件について、譲渡人の親御さんが県外に住んでおり、現在空き家になっております。この空き家を譲受人が購入するにあたり、田や畠も一緒に取得することで話がまとまりました。問題ありません。

議長 続きまして、7番案件、8番案件について、正富委員より説明をお願いします。

正富委員 7番案件、8番案件について、5月の農業委員会で農地法第3条許可となった田です。今回は地上権設定の申請となります。問題ありません。

議長 続きまして、9番案件について、山内委員より説明をお願いします。

山内委員 9番案件について、譲渡人は市外にお住まい、高齢で管理できないことから耕作してくれる人を探していました。畠の近くにお住まいの譲受人と話がまとまりました。問題ありません。

- 議長 続きまして、10番案件は大森委員ですが、14番案件と合わせて福池委員より説明をお願いします。
- 福池委員 10番案件と14番案件について、譲渡人は親子です。家族で耕作をおこなっておりましたが、事情によりひとりでの耕作となりました。従いまして、ひとりで耕作可能な農地以外を整理することにしました。まず14番案件の譲受人は以前からの知人であり、話し合いの上で売買が成立しました。地域で耕作しており、問題ありません。10番案件の譲受人ですが、農業は初めてですが、14番案件の譲受人の紹介で購入しており、耕作は協力を求めて行うことでの問題ないと考えます。
- 議長 続きまして、11番案件から13番案件、15番案件から17番案件について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 11番案件から13番案件、15番案件、16番案件の5件につきましては所有権移転の3条の許可が5月になされて、6月に地上権設定と5条の一時転用の許可を受けた案件になりますが、譲渡人が国の広域認定を受けられたため、既に許可を受けている一時転用期間3年間から10年間に期間変更することに伴い、新たに地上権設定の許可を受けるものです。内容はこれまで通り営農型太陽光の下で柿を栽培する計画に変わりはありません。
- 17番案件について、申請農地は譲受人の自宅に隣接する農地です。譲渡人が市外在住で農地の管理ができず、このたび話がまとまりました。譲受人は家庭菜園で家族と野菜を育てるとのことで、問題ありません。
- 議長 それでは、ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。
- (意見なし)
- それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。
- 第1号議案 農地法第3条許可申請の2番案件から17番案件について、許可に賛成の方は举手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議長 全員賛成ということで、許可を決定します。
- 続きまして、第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料、3頁をご覧ください。第2号議案、農地法第4条許可申請について、ご説明します。
- 【1番案件】
- 申請人「■■■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。
- 土地の所在「牛窓町長浜■■■」。地目「田」。面積「2. 84 m<sup>2</sup>」。
- 転用目的「水路」。施設の概要「水路 2. 84 m<sup>2</sup>」。農地区分10aあ

たり収量「第2種農地 米480kg」。資金「■■」。隣地への被害はありません。なお、転用申請、農用地区域外農地です。

【2番案件】

申請人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

土地の所在「牛窓町長浜■■■」。地目「田」。面積「6. 15m<sup>2</sup>」。

転用目的「水路」。施設の概要「水路 6. 15m<sup>2</sup>」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 米480kg」。資金「■■」。隣地への被害はありません。なお、転用申請、農用地区域外農地です。

【3番案件】

申請人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

土地の所在「牛窓町長浜■■■」。地目「田」。面積

「33. 00m<sup>2</sup>」。転用目的「水路」。施設の概要「水路 33. 00m<sup>2</sup>」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 米480kg」。資金「■■」。隣地への被害はありません。なお、転用申請、農用地区域外農地です。

【4番案件】

申請人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

土地の所在「牛窓町長浜■■■」。地目「田」。面積

「16. 00m<sup>2</sup>」。転用目的「水路」。施設の概要「水路 16. 00m<sup>2</sup>」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 米480kg」。資金「■■」。隣地への被害はありません。なお、転用申請、農用地区域外農地です。

位置図は資料7頁をご覧ください。1番案件から4番案件まで同じ箇所となっておりまして、申請地は株式会社ヨシナガファインテックの西側約100mに位置しています。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件から4番案件について、時実委員より説明をお願いします。

時実委員 1番案件から4番案件については、すべて同じ内容です。申請地は官民境界が入り組んでおり、農地と水路が混在しておりました。このたび測量の上分筆を行い、既に水路化していた部分について、現状に即して転用申請を行うもので、新たに周辺農地に影響を与えることもないことから、問題ないと考えます。

議長 それでは、ただいまの第2号議案 農地法第4条許可申請につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第4条許可申請の1番から4番までの案件について、  
許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(贊成者舉手)

議長 全員賛成ということで、承認します。

続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、4頁をご覧ください。第3号議案、農地法第5条許可申請について、ご説明します。

## 【1番案件】

借人「中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

貸人「株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

土地の所在 2 筆 「邑久町本庄 ■ ■ ■ 」。

「邑久町本庄 ■ ■ ■ 」

地目「田」。面積「1, 041.00m<sup>2</sup>」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概要「営農型太陽光発電装置 401.04m<sup>2</sup>」。農地区分10aあたり収量「第1種農地 米420kg」。資金「自己資金■■円」。隣地への被害はありません。なお、賃貸借権設定で、10aあたり年額■■円、農用地区域内農地です。

## 【2番案件】

借人「中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

貸人「株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

土地の所在「邑久町本庄■■■」。地目「田」。面積「1, 758 m<sup>2</sup>」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概要「営農型太陽光発電装置 438.24 m<sup>2</sup>」。農地区分10aあたり収量「第1種農地 米420 kg」。資金「自己資金■ ■円」。隣地への被害はありません。なお、賃貸借権設定で、10aあたり年額■ ■円、農用地区域内農地です。

位置図は資料8頁をご覧ください。1番案件、2番案件、同じ箇所となっております。本庄の交差点、消防本部の東側約700mに位置しています。

### 【3番案件】

譲受人「株式会社大町 代表取締役 秋山 秀行 販売業」。

土地の所在 2筆 「長船町東須恵■■■」。

「長船町東須恵■■■」。

地目「畠」。面積「432m<sup>2</sup>」。

土地の所在「長船町東須恵■■■」。地目「畠」。面積「172m<sup>2</sup>」。

土地の所在「長船町東須恵■■■」。地目「畑」。面積「246m<sup>2</sup>」。転用目的「倉庫」。施設の概要「倉庫 1棟 289, 18m<sup>2</sup>」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 普通畑」。資金「自己資金■ ■ 円」。隣地への被害はありません。なお、所有権移転で、10aあたり ■ ■ 円、農用地区域外農地です。

位置図は資料9頁をご覧ください。株式会社大町のすぐ南側に位置しています。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件、2番案件について、正富委員より説明をお願いします。

正富委員 1番案件、2番案件について、先ほどの第1号議案、農地法第3条許可申請での申請があった土地です。近隣住民に迷惑がかかるないように管理をお願いするよう伝えてあります。

議長 続きまして、3番案件について、大森委員より説明をお願いします。

大森委員 3番案件について、譲受人は駄菓子の販売をしており、手狭になつたため土地を探していたところ譲渡人と話がまとまりました。

議長 それでは、ただいまの第3号議案 農地法第5条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第3号議案 農地法第5条許可申請の1番から3番までの案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、承認します。

続きまして、第4号議案 農地転用事業計画変更の承認申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、5頁をご覧ください。

#### 【第4号議案 農地転用事業計画変更の承認申請について 議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、報告承認とします。

続きまして、第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集

積計画について（利用権設定）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、6頁をご覧ください。

**【第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について（利用権設定）議案書をもとに説明】**

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただ今の第5号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（意見なし）

ご意見ないようですので、第5号議案につきまして、承認とします。

それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事務局 今後の総会の予定については、8月の通常総会は、8月8日木曜日に瀬戸内中央公民館 1階 視聴覚室にて9時30分から開催予定です。  
また、9月の通常総会は、9月12日木曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室にて9時30分から開催予定です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和6年度7月の総会を閉会します。

ありがとうございました。

（午前10時30分 閉会）

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和6年7月11日

議長 藤原和正

署名委員 出射實

署名委員 宮本英美